	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	地形改変及び施設の存在
一　調査すべき事項			
イ　人と自然との触れ合いの活動の場の状況	○	○	○
ロ　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	○	○	○
二　調査の基本的な手法			
文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	○	○	○
三　調査地域			
工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域		○	
四　調査地点			
人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	○	○	○
五　調査期間等			
人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	○	○	○
六　予測の基本的な手法			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	○	○	○
七　予測地域			
第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域	○	○	○
八　予測対象時期等			
人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	○	○	○

	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	残土	造成等の施工による一時的な影響
一　予測の基本的な手法	○	○		
産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握	○			
二　予測地域	○	○		
対象事業実施区域	○	○		
三　予測対象時期等	○	○		
工事期間	○	○		
一　予測の基本的な手法			○	○
残土の排出量の把握			○	
二　予測地域			○	○
対象事業実施区域			○	○
三　予測対象時期等			○	○
工事期間			○	○

備考

一　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

二　この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

三　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

四　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

五　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

六　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。ただし、別表第六及び別表第十二の改正規定は、公布の日から施行する。